

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年8月2日（平成30年（行個）諮問第140号）

答申日：平成31年2月28日（平成30年度（行個）答申第190号）

事件名：特定国道工事に関し特定法人が所有する土地を評価した文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）

12条1項の規定に基づく開示請求に対し、北海道開発局長（以下「処分庁」という。）が行った平成30年3月16日付け北開局用第148号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、以下の部分について開示を求める。

(1) 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）の中2. 不開示とした部分とその理由の中で

ア 次の事項は、法14条3号イに規定する法人に関する情報であり開示することにより当該法人の権利利益を害するおそれがある不開示情報に該当するため、不開示とします。

(ア) 文書1中、標準地の所在及び地番、位置図、地域区分図、地図、写真、農業振興地域図（特定地域A）、（特定地域B）

(イ) 文書2中、標準地の所在及び地番、所有者、位置図、住宅地図、公園、道路台帳、空中写真、写真

(ウ) 文書3中、標準地の所在及び地番、所有者、所在位置略図、住宅地図写、公図、現況写真、

と記載されていますが

(エ) 文書1中、すべて、

(オ) 文書2中、所有者を除くすべて、

(カ) 文書3中、所有者を除くすべて

の開示を請求します。

イ 文書1ないし文書3中、取引事例地の所在及び地番、付近の目標物、

交通接近条件，売り主の氏名，住所，地域区分図，地図，写真，公図，概要説明は通常第三者が知り得ない私的な契約の内容について任意で提供を受けた情報であり，開示することにより，今後，不動産鑑定士の鑑定評価又は公的機関の職員による土地評価の事例収集に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号ロに規定する不開示情報に該当するため，不開示とします。

と記載されていますが，売り主の氏名，住所を除く全ての開示を請求します。

2 審査請求の理由

(1) 処分庁（起業者）が2. 不開示とした部分とその理由（1）で，掲げた法14条3号イでは【法人その他の団体（国，独立行政法人等及び地方公共団体を除く・・・以下略）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの】

と規定されています。

ア 開示をお願いした情報が，【法人その他の団体（国，独立行政法人等及び地方公共団体を除く・・・以下略）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する事及び当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの】に該当するとしていますが，それらを開示することによって誰がどのような権利を侵され不利益を被るおそれがあるのかが具体的に述べられておりません。

標準地や取引事例地の所在地番，位置図，地域区分図，写真，地図等を開示しても何人の【権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ】はないと考えます。

イ 起業者から審査請求人に対し平成28年7月の話し合いにおいてはじめて用地の取得等の補償に関しての話があり，その際に審査請求人は，取得される土地，無道路になる土地，使用地等の補償等について，どの法令のどの条文をどのように適用し，地目の判定方法や，その面積の計算方法，評価額の算定式，残地や使用地の評価額に対する係数等の詳しい説明（以下，上記記載の説明を「その説明」と略します。）を求めました。それらが決定すれば金額は自動的に計算できるので最初に「その説明」をし，協議して合意し，最終的に補償金額を提示してくれるようにとの申し入れを致し，次回にその詳しい説明をしてくれる事を承諾してもらいました。

しかしながら、次回の話し合いが行われた平成28年9月1日に「その説明」は一切行われず、突然「損失補償協議書」を提示し、そこに記載されている金額での売買契約を求められました。

起業者は地権者に対し、取得する土地の評価に関し、その提示額をどのようにして求めたかを説明する責任があります。公共用地の買収は所有者との相対取引ではなく、起業者が評価した「正常な価格」で取得するのであって個々の地権者との交渉によって評価額が変更になることはありません。すなわち、一方的な価格での取得になります。だからと言ってその評価額等が絶対的で不可侵のものとして説明を拒んだり、その評価額での契約を迫ったりすることは許されません。一方的な価格での取得になるからこそ評価額やその他の補償の決定の経過を分かり易く誠実に説明して、地権者の疑問、質問等に答え、お互いの意見を交換し協議して、その上で納得して契約がなされることが重要になってきます。

その過程を経ずして、突然「損失補償協議書」を提示し、記載の金額は組織として決裁がなされているから変更はできないとして契約を迫る事は、公共用地の取得に係る法（原文ママ）の精神を軽んじ、地権者との交渉に際しての手引き等に反していると考えて契約を保留し、補償全体についての「その説明」を行ってくれるようお願いをいたしました。

しかし、その後今日に至るまで度重なる契約の請求を受けその度に「その説明」のお願いをしています。下記のエに記載する山林部分の標準地及び取引事例地の図面が交付されただけで（これについても詳しい説明はありません。）それ以外については何の説明も資料の交付も行われておりません。

「その説明」が行われていないために損失補償協議が行えない状態である事、したがって現在までに損失補償協議が1回も行われていないことを起業者にその都度確認をしてきました。そうした中で予定から遅れているからとして土地収用法への手続きが進行しています。

以上の事は明らかに不適切な行政であり、その結果として開示請求をする必要が発生したものであり、起業者が法（原文ママ）の精神に則り、適法で適正な行政を行っていれば、「損失補償協議書」の評価額の決定等についての経過を分かり易く誠実に説明していたはずであり、その際に今回情報開示をお願いした情報（特定の個人や法人が識別できる所有者の氏名、住所、職業等は伏せても）を提示しなければ説明が不可能なのでその時点で審査請求人が知り得た情報です。したがって不開示にすることは適切な処分ではないと考え

ます。

ウ 審査請求人が所有する土地等の補償の決定が、適法で公正に行われているか否かを知ることは自己の財産権を守る上で当然の権利であります。しかるに、「その説明」が行われなかったためにその事を知ることが出来ません。「その説明」があればその過程で、起業者の見落とししたことや適正でないことが発見されたり、見解の相違があれば話し合う必要があり、起業者も人間である以上絶対に誤りがないとも言えません。明らかに誤りの場合には提示額を修正しなければならないかもしれせん。

しかしながら「その説明」がなされないので所有する財産の評価が公正で適法、公平に行われたか否かの確認ができず、その確認作業をするために情報の開示をお願いいたしました。今回の一部不開示の処分のためにその確認作業が不可能となり、審査請求人の財産権が保護されないおそれがあります。

不開示とされた情報は明らかに法14条3号ただし書の【人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報】に該当しています。

エ 過去1年以上にわたる間の話し合いでも「その説明」を求め続けましたが平成29年9月13日、特定地区の全体図に山林部分の評価に係る標準地と取引事例地2か所がマークされ、その所在、地番、取引価格、比準価格等が一覧で記載された1/50000を更に縮小したA3版の地図（別添（略））を受け取りました。しかし詳しい説明はありませんでした。その時にも山林以外の説明と資料の請求を致しましたが、法的にこれ以上の説明や資料を渡すことができないので、知りたければ開示請求をするようにと言われ、請求する内容等も教示されたので開示請求を致しました。

オ 山林部分については前記の様に特定の個人や法人が識別できる所有者の氏名、住所、職業等はありませんがその他の情報は全て記載された地図と一覧表が交付されています。

しかし、今回の処分では、この山林の情報も一部不開示の中に含まれております。平成29年9月13日の処分と今回の不開示の処分との間には法の適用について整合性がありません。したがって今回一部不開示にすることは不適切な処分です。

以上が不開示の理由（1）に対する審査請求の理由です。

（2）起業者が2. 不開示の部分とその理由（3）で掲げた法14条7号口では、【国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

ロ．契約，交渉，または争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ】

と規定されています。

ア 開示をお願いしている情報の内，「取引事例地の所在及び地番，付近の目標物，交通接近条件，売り主の氏名，住所，地域区分図，地図，公図，位置がわかる概況説明は第三者が知り得ない私的な契約の内容について任意で提供を受けた情報であり，開示することにより，今後，不動産鑑定士の鑑定評価又は公的機関の職員による土地評価の事例収集に支障を及ぼすおそれがあることから法14条7号ロに規定する不開示情報に該当するため，不開示とします。」とされています。今後の事例収集に際して支障を及ぼすと記載されていますが，公的機関即ち起業者の事例収集源は公的機関に限られているので事例収集の際に支障があるとは考えられません。又不動産鑑定業者の事例収集源についてはインター・ネットのサービス等を利用して容易に事例収集（取引金額以外の）ができるので，その他の取引金額の調査作業等は不動産鑑定業者が業として行っているものであり，そこまで起業者が配慮する必要はありません。又，過去の裁判の判例においても【不動産鑑定士による鑑定評価は，責務と責任を背景に業として行われており，不動産鑑定士の社会的職責を考えれば，不動産鑑定士がどの土地を評価したかを秘匿する必要はなく，この情報を開示することによって不動産鑑定士の業務に支障があるとまでは言えない】としています。

なお，土地の取得に関する情報の公開においてはプライバシーの侵害にならないという考え方は社会のコンセンサスを得ており，土地政策審議会も平成11年1月13日付けで次の様に提言し【公共用地の売買交渉は，行政の行為であって公平・公正で透明性の高い行政の展開こそが，市民の協力を得られる途である。プライバシーの保護を口実として土地代金等を全て非公開とするなら。土地所有者等を疑心暗鬼にし，ゴネ得，裏金，口利きの旧来型の用地交渉の継続となる。】開示を奨励しています。

したがって「任意で提供を受けた情報であり，開示することにより，今後不動産鑑定士の鑑定評価又は公的機関の職員による土地評価の事例収集に支障を及ぼすおそれがある」との理由は現実的ではなく，法14条7号ロに規定されている【国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ】には該当しません。

イ 審査請求の理由上記（1）イに記載したように，起業者が評価額の決定の経過を分かり易く誠実に説明していれば，その中で取引事例地

についての詳しい説明も当然行う必要があります。その際には、特定の個人や法人が識別できる所有者の氏名、住所、職業等は伏せてもその他の情報がなくては説明が不可能です。従って本来は起業者が義務を果たしていれば情報開示請求も不要であり、その段階でその情報は当社において知り得たことになるので、不開示にすることは適切な処分ではないです。

ウ 審査請求の理由上記（１）オに記載したように、山林についてはすべてを開示しており、宅地、農地、雑種地、原野について一部不開示にする処分との間には整合性がありません。

したがって、不開示にすることは適切な処分ではないと言えます。

なお、取引事例地に限って不開示にしていると記載されていますが、標準地等についても所在地や添付図面は黒く塗られて不開示の状態です。以上が不開示の理由（３）に対する審査請求の理由です。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、以下（１）の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、（２）の部分開示決定を行ったことに対して、（３）の審査請求があったものである。

（１）本件開示請求は、法に基づき、平成 30 年 2 月 16 日付けで、処分庁に対し、審査請求人である「当社が所有する特定地区特定地番が特定道路工事の道路区域とされたが、その買収単価がどの様にして算定評価されたかに関する一切の資料。」について保有個人情報の開示を求めて行われたものである。

（２）上記、平成 30 年 2 月 16 日付 保有個人情報開示請求書（平成 30 年 2 月 16 日付 北海道開発局 用地課第 1 2 2 号受付）を受けて処分庁は、本件対象保有個人情報として別紙に掲げる文書を特定し、このうち文書 1 の土地評価資料、文書 2 及び文書 3 の不動産鑑定評価書の一部を不開示とし、それ以外を開示する原処分を平成 30 年 3 月 16 日付で行った。

（３）これに対し、審査請求人は、原処分で不開示とされた部分のうち、標準地の所有者並びに取引事例地の売り主の氏名及び住所を除く部分の開示を求めて審査請求を提起したものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は以下のとおりである。

（上記第 2 の 2 と同旨のため、略。）

3 本件対象保有個人情報が記録された文書について

当該文書は、北海道開発局特定開発建設部（以下「建設部」という。）が施工する特定道路工事に関する土地（以下「本件事業地」という。）に

ついて、建設部が本件事業地の適正な価格を算定するために作成又は取得した文書である。

建設部が公共用地の取得を行う場合、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」等に基づき算定しており、正常な取引価格をもって補償するものとされている。

正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地について、価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。この際、建設部が行う取得対象地の価格算定の参考とするため、不動産鑑定業者に鑑定評価書を求めることを原則としている。それぞれの文書の概要は以下のとおりである。

(1) 文書1 土地評価資料について

土地評価を行う地域において、位置、街路条件等の個別的要因が概ね標準と認められる画地を「標準地」という。

「画地算定評価調書（個別的要因比較）」及び「個別格差認定基準表」は、標準地と本件事業地を比較し、これらの土地の間の個別格差を求め、標準地価格に個別格差毎の補正係数を乗じて本件事業地の土地価格を算定するために作成されるものである。「意見書」は建設部が土地代金を算定するにあたり、期間の経過に伴う価格変動を把握するために不動産鑑定士の意見が記載されたものである。

土地評価にかかるこれらの資料をもとに価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する資料が土地評価資料である。

(2) 文書2及び文書3 不動産鑑定評価書について

不動産鑑定評価書は、建設部が標準地の土地価格算定を行う際の参考とするため、不動産鑑定士に鑑定評価を求め、不動産鑑定評価の総括的な事項が記載されている部分、取引事例比較法による土地価格算定の詳細な内容を記載している部分、事例地及び評価対象不動産の位置図、評価対象不動産の写真から構成されている。

なお、取引事例比較法とは、多数の取引事例を収集して、その中から適切な取引事例を選択し、事情補正等の各種補正を行い、かつ、地域格差及び個別的要因の格差を算出し対象不動産の価格を求める手法である。

4 原処分に対する諮問庁の考えについて

審査請求人は、原処分で不開示とされた部分のうち、標準地の所有者並びに取引事例地の売り主の氏名及び住所を除く部分の開示を求めていることから、諮問庁としての考えを以下述べる。

(1) 標準地に係る情報の不開示情報該当性について

原処分では、標準地に係る所在及び地番、位置図、地域区分図、地図、写真、農業振興地域図、公図等について、法14条3号イにより不開示としている。

しかしながら、諮問庁が本件対象保有個人情報を見分したところによると、標準地の一つについては法人の所有に係る土地、もう一つについては個人所有である可能性のある所有者名が記載されていない土地であった。

このうち個人所有の可能性のある土地については、所在地や写真等以外の部分は原処分において既に開示されており、所在地や写真等が記載された部分が開示されると、何人でも閲覧できる不動産登記簿や市販の住宅地図等と照合することにより、標準地の住所及び氏名が明らかになることから法14条2号の開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハにも該当しないことから、字地番や写真等の当該標準地の特定につながるような極めて詳細かつ具体的な当該標準地に関連する部分について不開示とすべきと考える（平成26年度（行情）答申第453号、平成25年度（行個）答申第124号でも同様の判断が示されている。）。

ただし、所在地の記載部分のうち標準地の特定にはつながらない郡町名の部分は開示することとする。

また、もう一方の法人の所有に係る土地については、これを公にしたとしても、当該法人の正当な利益を害するとは認められないことから開示することとする。

（2）取引事例地に係る情報の不開示情報該当性について

原処分では、取引事例地に関する情報のうち所在及び地番、付近の目標物、交通接近条件、売主の氏名、住所、地域区分図、地図、写真、公図、位置がわかる概要説明について法14条7号口により不開示としている。

建設部及び不動産鑑定業者が行った標準地の鑑定評価のための取引事例地の調査は、建設部の職員や不動産鑑定士が取引の当事者に個別に聞き取りをしたり、アンケートを行う等により収集されるものであり、そこで収集される情報は、取引当事者にとっては通常他人に知られたくない土地取引という私的な契約に関するものを任意で提供してもらうものであるため、当該取引事例地の関係者等に推測されるような情報が公にされることとなれば、今後聞き取り等に協力する者が得られなくなるなどして取引事例の収集に支障を来すおそれがあるものと認められる。そうなれば、公共用地の取得に当たって、取得予定地の取得価格を算定する前提となる標準地の鑑定評価について、不動産鑑定士の鑑定評価又は建設部の調査の際の重要な情報を入手することが困難となる等の事態が生じることが考えられ、これにより、公共用地の取得に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。しかしながら、

取引事例地が推測されないような形で開示されるのであれば、そのような支障が生じるものとは認められないことから、以下において、取引事例地が推測されるような部分の有無について検討する。

諮問庁が対象となる文書を見分したところ、処分庁が不開示とした部分については、取引事例地の特定のきっかけとなるような極めて詳細かつ具体的な当該取引事例地に関連する情報が記述されていることが認められる。そして、これが明らかにされることとなると、そこにおける記載内容から、当該取引事例地が推測されるおそれがあることは否定できないところであり、これにより、上に述べたような支障が生じるおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすべきと考える（平成15年度（行情）答申第713号でも同様の判断が示されている。）。

ただし、取引事例地の所在地のうち郡町名については、個人所有の標準地と同様に開示することとする。

(3) 不動産鑑定会社の印影、不動産鑑定士の印影、署名及び氏名の不開示情報該当性について

原処分では、不動産鑑定会社の印影、不動産鑑定士の印影、署名及び氏名を法14条3号イにより不開示としている。

ア 不動産鑑定会社及び同代表取締役の印影について

不動産鑑定会社及び同代表取締役の印影は、不動産鑑定会社が不動産の鑑定評価に関する法律39条2項の規定に基づく不動産鑑定業に係る業務として本件鑑定評価書等を作成したこと及びそこに記載された内容が真正なものであることを示す証明的機能を有するものであって、それにふさわしい形状を有することが認められ、これを公にすることにより、当該不動産鑑定会社の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすべきと考える。

イ 不動産鑑定士の氏名、署名及び印影について

不動産鑑定士の氏名、署名及び印影については、そこに記載された不動産鑑定士が、その資格に基づきこれを作成したものであることが認められることから、法14条3号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と認められる。

このうち、不動産鑑定士の氏名（署名でない部分）が記載されている部分は、これを公にしたからといって、当該鑑定士が建設部の取得する用地の補償額を算定するための資料とすべく、標準地に係る鑑定評価を行ったことが明らかとなるだけであり、これにより、当該鑑定士の競争上の地位その他正当な利益を害することとなるものとは認められず、同号イには該当しないことから開示することとする。

る。

しかしながら、不動産鑑定士の署名については、本件鑑定評価について当該鑑定士が責任を持って行ったことを示すものと認められ、これが公にされた場合には、不動産鑑定に係る書類の作成に悪用されるおそれがあるなど、当該鑑定士の正当な利益が害されるおそれがあると認められるため、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすべきと考える。

また、不動産鑑定士の印影部分については、単なる認印ではなく、当該鑑定士が鑑定評価書の作成等の業務に使用している形状を有していることから、上記アに述べた不動産鑑定会社の印影と同様、これを公にすることにより、事業を営む当該鑑定士の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすべきと考える。（以上、ア及びイについては、平成15年度（行情）答申第713号、平成20年度（独情）答申第88号、平成25年度（行個）答申第124号等でも同様の判断が示されている。）。

5 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報について処分庁が不開示とした部分のうち、不動産鑑定士の氏名（署名でない部分）、標準地及び取引事例地に係る所在地のうち郡町名、及び標準地のうち法人の所有に係る不開示部分については開示することとし、それ以外については、原処分では法の適用条項に誤りはあったものの、法14条2号、3号イ又は7号柱書きに該当することから不開示とすべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年8月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月4日 | 審議 |
| ④ | 平成31年1月24日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年2月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条2号、3号イ及び7号ロに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の一部について開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、審査請求人が開示を求める不開示部分の一部を開示するとしているものの、その余の不開示部分は不開示理由を法14条

2号及び7号柱書きに改めた上で不開示を維持すべきとしている。

そこで、以下、本件対象保有個人情報を見分結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とすることの妥当性について検討する。

2 本件不開示部分を不開示とすることの妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、審査請求人が開示を求める部分は、文書1ないし文書3に記録された標準地及び取引事例地に係る情報である。

これに対し、諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、個人所有の標準地及び取引事例地の所在地の郡町名のほか、法人所有の標準地に係る情報は開示するとしている。

したがって、本件不開示部分は、文書1ないし文書3に記録された個人所有の標準地及び取引事例地に係る情報（所在地の郡町名を除く。）であると認められる。

- (2) ところで、本件開示請求書には、開示を請求する保有個人情報として「当社が所有する特定地区特定地番（本件事業地）が本件工事の道路区域とされたが、その買収単価がどの様にして算定評価されたかに関する一切の資料。」と記載されているところ、「当社」との記載部分が手書きにより括弧書きされ、当該部分に「私」という文言が追記されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件開示請求の経緯等について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

処分庁は、本件開示請求書に、上記のとおり、「当社が所有する」と記載されていたことから、審査請求人（開示請求者）に対し、法12条1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求として法人情報の開示請求をされても、受け付けできないことを伝えたところ、審査請求人が本件開示請求書の「当社」を「私」に修正したことから、処分庁は、本件開示請求を受け付け、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。文書1ないし文書3は、本件事業地の買収価格を算定するための土地評価資料等であるが、本件事業地の所有者は特定会社Aであり、審査請求人は特定会社Aの代表取締役である。

- (3) そこで、改めて本件対象保有個人情報を見分したところ、文書1ないし文書3は、本件事業地の土地評価資料等であり、本件事業地の所有者である特定会社Aの名称は記述されているものの、審査請求人の氏名等、審査請求人を識別することができる情報は一切記述されていない。

- (4) そうすると、文書1ないし文書3に記録された情報は、審査請求人が代表取締役である特定会社Aに係る情報ではあるものの、審査請求人個

人を識別することができる情報は含まれないから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(5) 本件不開示部分は、上記(1)のとおり、文書1ないし文書3に記録された個人所有の標準地及び取引事例地に係る情報であるところ、文書1ないし文書3に記録された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当せず、そもそも審査請求人は法12条1項の規定による開示請求権を有しないものであったと認められる。したがって、本件不開示部分は、これ以上開示する必要はなく、不開示とすることが結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号ロに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないことから、不開示とすることが結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

開示請求者に関する土地を特定開発建設部用地課が評価した以下の行政文書

文書1 特定道路工事に関する（平成26年度～平成29年度）土地評価資料（評価地目：農地地域）【特定地区特定地番の内の買収単価が記載された画地算定評価調書を含む】

文書2 特定道路工事に関する不動産鑑定評価書（評価地目：畑）【特定法人B】

文書3 特定道路工事に関する不動産鑑定評価書（評価地目：農地）【特定法人C】